

平戸市農業委員会第7回総会議事録

1. 開催日時 平成30年10月26日(金) 午前9時30分から午前10時38分
2. 開催場所 平戸市役所3階大会議室
3. 出席委員(19人)
 - 会長 19番 丸田 保
 - 会長職務代理者 8番 川村 政幸
 - 委員
 - 1番 蜜山 隆満 2番 岡村 勝彦 3番 阿部 榮 4番 小川 隆友
 - 5番 本山 勝茂 6番 松本 一郎 7番 谷本 雅嗣 9番 前川 一夫
 - 10番 榎屋 可恵 11番 青崎日出男 12番 大山 荒助 13番 山下 忠平
 - 14番 松山 浩幸 15番 藤沢 和正 16番 大山 光敏 17番 福田 延之
 - 18番 永田 守
4. 欠席委員(0人)
5. 議事日程
 - 第1 開会宣言
 - 第2 会長挨拶
 - 第3 議事録署名委員及び書記の指名
 - 第4 会務報告
 - 第5 議 事
 - 報告第13号 農地法第4条第1項第2号の規定による届出について
 - 報告第14号 農地法第3条に係る合意解約について
 - 報告第15号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について
 - 議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて
 - 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第40号 非農地通知の取消について
 - 議案第41号 非農地通知申出について
 - 議案第42号 第7回農用地利用集積計画(案)について
 - 議案第43号 第6回農用地利用配分計画(案)に対する意見について
 - 第6 閉 会

6. 事務局

事務局長 吉村 藤夫 総務農地班長 橋口 健

主査 近藤 裕司 主査 山本 寿子

7. 傍聴人の数 なし

8. 公開・非公開の別 公開

9. 会議の概要

○事務局長

定刻となりましたので、ただ今より平成30年度10月期 第7回総会を開会いたします。
はじめに丸田会長がご挨拶を申し上げます。

○丸田会長

皆さんおはようございます。本日は10月期の第7回の総会にご出席頂きましてありがとうございます。たいへん皆様方には農作業でご多忙の中にご出席頂きまして改めてお礼申し上げたいと思います。

農業委員会で調査しておりました利用状況調査も皆様方のご協力によりまして無事に終了いたしました。厚くお礼を申し上げます。

皆様方は既にご承知かと思いますが、徳島県で農業委員さんが逮捕されるという事態がございました。実は申請者の方から太陽光関係で現金を受け取って便宜を図ったとのことで逮捕されるという事態になったようです。こういう案件が出ましたので全国農業会議所から、又県農業会議、長崎県の方からもくれぐれも地域の農業委員会におきましては襟を正し、公正なる農業委員会であってほしいという通達があつておりますので改めて公平な気持ちで業務に望んでいただきたいと思いますと考えているところでございます。

また、お手元に配布しておりますけれども平戸市農業委員会の視察研修の件でございます。この件につきましては再三申し上げますけれども、今年は平戸市の公費の方で全額負担で勉強に行くようにということで予算を組んでいただいております。全員のご参加を是非お願いしたいなと思つてるところでございます。後で別紙について局長の方からご説明があらうかと思つますのでよろしくお願ひいたします。

今日の総会案件の中で一時議長を交代いたします。川村副会長にお願いする場面がありますので予めご了承を頂きたいというふうに思つております。

それから、農業委員会として以前、建議という形で市の方に要望書を手渡しておりましたけれども、今回、法律が変わりましてから建議ではなく意見書となり、お手元に(案)を作つておりますが、これは後でご説明があらうかと思つますが、お目通しを頂きたいと思つます。

今日も議案10件のご審議を頂くわけでございますが、慎重なるご審議をいただきますようお願いを申し上げまして、開会のご挨拶といたします。

○事務局長

ありがとうございました。本日は全員出席でありますのでご報告いたします。よって、総会は成立しております。

それでは、平戸市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は、丸田会長にお願いいたします。

○議 長

それでは、これより議事に入ります。まず日程第3の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員及び書記の指名をいたします。

議事録署名委員に、「17番 福田 延之」委員と「18番 永田 守」委員にお願いします。

書記には事務局職員の山本主査を指名いたします。以上で日程第3を終わります。

○議 長

次に日程第4、10月期の会務報告と、11月期の行事予定を事務局長が行います。

○事務局長

それでは初めに10月の主な会務報告をいたします。

議案書の1ページをお開き下さい。

(10月会務報告を報告)

次に11月の行事予定を申し上げます。

(11月行事予定を報告)

以上が会務報告及び行事予定であります。

○議 長

会務報告が終了しましたので、ここで、次回、平成30年度・11月期の総会日程を、あらかじめ決めたいと思います。次回総会を11月26日(月曜日)午前9時30分からとし、場所は、平戸市役所

会議室において行いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、次回総会を11月26日(月曜日)午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行うことといたします。

《報告第13号 農地法第4条第1項第2号の規定による届出について》

○議 長

それでは、これより議事に入ります。はじめに報告第13号「農地法第4条第1項第2号の規定による届出について」を議題といたします。事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

2ページをご覧ください。報告第13号「農地法第4条第1項第2号の規定による届出について」です。届出農地は田平町小手田免の畑で1筆、1,975㎡の内195㎡に記念碑を建設するものであります。先月、農業振興地域内において用途を畑から農業用施設用地に変更する承認をいただいたものであります。

(パワーポイントを併用して説明:1件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結します。

報告第13号については、届出のとおり処理済といたします。

《報告第14号 農地法第3条に係る合意解約について》

○議 長

次に、報告第14号「農地法第3条に係る合意解約について」を議題といたします。事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

3ページから6ページをご覧ください。報告第14号「農地法第3条に係る合意解約について」です。番号1番・2番について、貸し人は同一人ですが貸し人の都合により解約するものです。番号3番から15番までは、今回、農地中間管理事業を利用した貸借を行うため解約するものであります。

(報告第14号を朗読:15件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結します。

報告第14号については、届出のとおり処理することといたします。

○議長

ここで、議長を交代いたします。

(川村副会長と議長交代)

《報告第15号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について》

○議長

議長を交代しました。議事進行にご協力願います。それでは、次に、報告第15号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」を議題といたします。はじめに整理番号1番から33番までを議題といたします。事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

7ページから11ページをお願いします。報告第15号「農業経営基盤強化促進法に係る合意

解約について」です。番号1番から33番まで33件とも今回、農地中間管理事業を利用した貸借を行うため解約するものであります。

(報告第15号整理番号1～33番を朗読:33件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結します。

報告第15号の整理番号1番から33番までについては、届出のとおり処理することいたします。

○議 長

次に、同報告の整理番号34番を議題といたします。ただし、この案件につきましては平戸市農業委員会総会会議規則第19条による議事参与の制限規定により、「19番 丸田 保」委員の退席を求めます。

(丸田委員退席をしてから)

○議 長

それでは、事務局の提案説明を求めます。

○事務局

34番は、今回、農地中間管理事業を利用した貸借を行うため解約するものであります。

(報告第15号整理番号34番を朗読:1件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。発言がある方は挙手を願います。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結します。

報告第15号の整理番号34番については、届出のとおり処理することといたします。

○議長

それでは、「19番 丸田 保」委員の入場を求めます。

(丸田委員入場を確認してから)

○議長

次に、同報告の整理番号35番から37番までを議題といたします。ただし、この案件につきましては平戸市農業委員会総会会議規則第19条による議事参与の制限規定により、「12番 大山 荒助」委員の退席を求めます。

(大山委員退席をしてから)

○議長

それでは、事務局の提案説明を求めます。

○事務局

35番から37番までは、今回、農地中間管理事業を利用した貸借を行うため解約するものであります。

(報告第15号整理番号35番から37番を朗読:3件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。発言がある方は挙手を願います。

(質議なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結します。

報告第15号の整理番号35番から37番までについては、届出のとおり処理することといたします。

○議長

それでは、「12番 大山 荒助」委員の入場を求めます。

(大山委員入場を確認してから)

○議 長

次に、同報告の整理番号38番から39番までを議題といたします。ただし、この案件につきましては平戸市農業委員会総会会議規則第19条による議事参与の制限規定により、「14番 松山 浩幸」委員の退席を求めます。

(松山委員退席をしてから)

○議 長

それでは、事務局の提案説明を求めます。

○事務局

38番から39番までは、今回、農地中間管理事業を利用した貸借を行うため解約するものであります。

(報告第15号整理番号38番から39番を朗読:2件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。発言がある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結します。

報告第15号の整理番号38番から39番までについては、届出のとおり処理することといたします。

○議 長

それでは、「14番 松山 浩幸」委員の入場を求めます。

(松山委員入場を確認してから)

○議 長

ここで、議長を交代いたします。

(丸田会長と議長交代)

《議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて》

○議 長

次に、議案第37号「農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて」を、議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

13ページをご覧ください。議案第37号「農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて」です。先月の総会で審議していただいた、前津吉町字一ノ坪の田で1筆、計27㎡の転用案件ですが、申請者より取下げの申し出があっているものです。

(議案37号を朗読:1件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。発言がある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので質疑を終結し、採決に入ります。

議案第37号については、原案のとおり取下げすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第37号については、原案のとおり取下げすることに決定いたします。

《議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について》

○議 長

次に、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題といたします。
事務局より提案説明を求めます。

○事務局

14ページから15ページをご覧ください。議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。1番・2番は、譲受人は同一人で、堤町字田ノ頭他の田・畑で5筆、計2,166㎡を経営規模拡大のため所有権移転を売買で行うものであり、譲受人の耕作面積は下限面積以上であります。

3番は、早福町字尾ノ浦他の畑で2筆、計417㎡を経営規模拡大のため所有権移転を贈与で行うものであり、譲受人の耕作面積は下限面積以上であります。

4番は、田平町小手田免他の田で8筆、計6,260㎡を経営規模拡大のため所有権移転を贈与で行うものであり、譲受人の耕作面積は下限面積以上であります。

5番は、大山町字下方他の田・畑で23筆、計16,550㎡を経営規模拡大のため使用貸借で利用権設定を行うものであり、譲受人の耕作面積は下限面積以上であります。

詳しくは別添の農地法第3条調査表をご覧ください。

(議案38号を朗読:5件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。
発言がある方は挙手を願います。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので質疑を終結し、採決に入ります。
議案第38号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第38号については、原案のとおり決定いたします。

《議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請について》

○議 長

次に、議案第39号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、議題といたします。ただし、2件とも県追認案件でありますので、関係委員の補足説明は省略いたします。それでは事務局より提案説明を求めます。

○事務局

16ページをご覧ください。議案第39号「農地法第4条の規定による許可申請について」です。1番は前津吉町字一ノ坪の田で1筆、363㎡に漁具倉庫用地としての転用申請であります。県の追認案件で倉庫建設から20年以上経過しております。雨水も水路に流す計画で周りには他に農地も無く影響は無いと思われます。農地種別は第3種となっております。

2番は紐差町の畑で1筆、1,163㎡に農家住宅用地としての転用申請であります。県の追認案件で昭和55年頃に建設され20年以上経過しております。雨水は既存側溝に流す計画で周りには影響は無いと思われます。農地種別は第2種となっております。

1番2番とも県追認案件として承認されたものであります。

(議案39号を朗読、パワーポイントを併用して説明:2件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。発言のある方は挙手願います。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので質疑を終結し、採決に入ります。

議案第39号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、議案第39号については、原案のとおり決定いたします。

《議案第40号 非農地通知の取消について》

○議 長

次に、議案第40号「非農地通知の取消について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

17ページをご覧ください。議案第40号「非農地通知の取消について」です。1番から6番までについて、平成30年6月25日開催の第3回農業委員会総会において非農地と判断されたものであり、本人・世帯に非農地の通知を出した後に耕作中、または管理しているとの申出があったもので、現地確認を行った結果、1番は田平町小手田免の畑、1筆、1,92㎡、2番は田平町本山免の田、1筆、85㎡、3番は田平町下亀免の畑、1筆、512㎡、4番は田平町下亀免の畑、1筆、78㎡、5番は田平町上亀免の畑、2筆、計899㎡、6番は田平町上亀免の田、1筆、1,366㎡、で何れも耕作及び自己保全中の状況でした。

(議案40号を朗読:6件)

○議 長

ただ今、事務局の説明が終わりましたので、これより質議を行います。事務局の説明について何かございませんか。発言のある方は挙手願います。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第40号については、原案のとおり非農地通知の取消しをすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第40号については、原案のとおり非農地通知の取消しをすることといたします。

《議案第41号 非農地通知申出について》

○議 長

次に、議案第41号「非農地通知申し出について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

18ページをご覧ください。議案第41号「非農地通知申し出について」です。1番は大久保町字原の畑で1筆、611㎡、現況が自然荒廃により山林・原野化している状況でした。
(議案41号朗読、パワーポイントを併用して説明:1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。

○委員

今月15日の午前9時から現地に農業委員3名、推進委員2名、本人代理人1名、事務局2名で現地を確認して参りました。スライドのとおり現地は相当前から荒れ果てており耕作はしていなかったのですが、手前の竹のところは何年か払っていたように記憶しております。今現在は本人さんも高齢者でございまして、後継者も農業に従事するとは聞きませんので、現地を畑に戻すことは無理ではないかを見てまいりました。皆様方のご審議をよろしく申し上げます。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質議を行います。事務局並びに、担当委員さんからの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手願います。

(質議なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。
議案第41号については、原案のとおり非農地と決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第41号については、原案のとおり非農地とすることに決定いたします。

《議案第42号 第7回農用地利用集積計画(案)について》

○議 長

次に、議案第42号「第7回農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。はじめに整理番号1番から166番までを議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第42号「第7回農用地利用集積計画(案)について」です。19ページから58ページになります。20ページをお開きください。1番から3番は、利用権設定各筆明細の賃貸借であり、新規設定3件、4筆、5,276㎡です。4番は、利用権設定各筆明細の使用貸借であり、新規設定1件、1筆、743㎡です。5番から28ページの54番までは、農地中間管理機構による賃貸借で新規設定50件、189筆、224,080㎡です。55番から166番までは、農地中間管理機構による使用貸借で新規設定112件、899筆、949,518.36㎡です。

(整理番号1番から166番までを朗読:166件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
何かご質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第42号整理番号1番から166番までについては、集積計画のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第42号整理番号1番から166番までについては、集積計画のとおり決定いたします。

○議 長

次に、同議案の整理番号167番を議題といたします。ただし、この案件につきましては平戸市農業委員会総会会議規則第19条による議事参与の制限規定により、「12番 大山 荒助」委員の退席を求めます。

(大山委員退席をしてから)

○議 長

それでは、事務局の提案説明を求めます。

○事務局

59ページをお開きください。167番は、農地中間管理機構による使用貸借で新規設定1件、29筆、32,683㎡です。

(整理番号167番を朗読:1件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

何かご質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第42号整理番号167番については、集積計画のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第42号整理番号167番については、集積計画のとおり決定いたします。

○議 長

それでは、「12番 大山 荒助」委員の入場を求めます。

(大山委員入場を確認してから)

○議 長

次に、同議案の整理番号168番を議題といたします。ただし、この案件につきましては平戸市農業委員会総会会議規則第19条による議事参与の制限規定により、「14番 松山 浩幸」委員の退席を求めます。

(松山委員退席をしてから)

○議 長

それでは、事務局の提案説明を求めます。

○事務局

60ページをお開きください。168番は、農地中間管理機構による使用貸借で新規設定1件、20筆、21,452㎡です。

(整理番号168番を朗読:1件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
何かご質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。
議案第42号整理番号168番については、集積計画のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第42号整理番号168番については、集積計画のとおり決定いたします。

○議 長

それでは、「14番 松山 浩幸」委員の入場を求めます。

(松山委員入場を確認してから)

○議 長

ここで議長を交代いたします。

(川村副会長と議長交代)

《議案第43号 第6回農用地利用配分計画(案)に対する意見について》

○議 長

次に、議案第43号「第6回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。はじめに整理番号1番から176番までを議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第43号「第6回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」です。61ページから103ページになります。62ページをお開きください。1番から58番までは、農地中間管理機構による賃貸借で新規設定58件、184筆、213,558㎡です。59番から176番までは、農地中間管理機構による使用貸借で新規設定118件、895筆、941,436.36㎡です。

(整理番号1番から176番までを朗読:176件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

何かございませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第43号の整理番号1番から176番までについては、配分計画のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第43号の整理番号1番から176番までについては、配分計画のとおり決定いたします。

○議 長

次に、同議案の整理番号177番を議題といたします。ただし、この案件につきましては平戸市農業委員会総会会議規則第19条による議事参与の制限規定により、「19番 丸田 保」委員の退席を求めます。

(丸田委員退席をしてから)

○議 長

それでは、事務局の提案説明を求めます。

○事務局

103ページをお開きください。177番は、農地中間管理機構による使用貸借で新規設定1件、3筆、3,155㎡です。

(整理番号177番を朗読:1件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

何かご質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第43号の整理番号177番については、配分計画のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第43号の整理番号177番については、配分計画のとおり決定いたします。

○議長

それでは、「19番 丸田 保」委員の入場を求めます。

(丸田委員入場を確認してから)

○議長

次に、同議案の整理番号178番から179までを議題といたします。ただし、この案件につきましては平戸市農業委員会総会会議規則第19条による議事参与の制限規定により、「12番 大山 荒助」委員の退席を求めます。

(大山委員退席をしてから)

○議長

それでは、事務局の提案説明を求めます。

○事務局

104ページをお開きください。178番は、農地中間管理機構による使用貸借で新規設定1件、29筆、32,683㎡です。

179番は、農地中間管理機構による貸貸借で新規設定1件、6筆、11,223㎡です。

(整理番号178番・179番を朗読:2件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

何かご質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第43号の整理番号178番から179番までについては、配分計画のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第43号の整理番号178番から179番までについては、配分計画のとおり決定いたします。

○議 長

それでは、「12番 大山 荒助」委員の入場を求めます。

(大山委員入場を確認してから)

○議 長

次に、同議案の整理番号180番から181番までを議題といたします。ただし、この案件につきましては平戸市農業委員会総会会議規則第19条による議事参与の制限規定により、「14番 松山 浩幸」委員の退席を求めます。

(松山委員退席をしてから)

○議 長

それでは、事務局の提案説明を求めます。

○事務局

105ページから106ページをお開きください。180番・181番は、農地中間管理機構による使用貸借で新規設定2件、39筆、41,601㎡です。

(整理番号180番・181番を朗読:2件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
何かご質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。
議案第43号の整理番号180番から181番までについては、配分計画のとおり決定することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第43号の整理番号180番から181番までについては、配
分計画のとおり決定いたします。

○議 長

それでは、「14番 松山 浩幸」委員の入場を求めます。

(松山委員入場を確認してから)

○議 長

ここで、議長を交代いたします。

(丸田会長と議長交代)

○議 長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

○議 長

お諮りいたします。本総会において議決されました各案件について、その字句、その他整
理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本総会において議決された案件の整理について、これを議
長に委任することに決しました。

日 程・第6(閉 会)

○議 長

これもちまして、平戸市農業委員会 平成30年度 第7回総会を閉会いたします。お疲れ様
でした。

— 午前10時時38分 終了 —

11. 議事録の公開

公開する

12. 会議配布資料の名称

農地法第3条調書

議事録の作成者の職氏名

農業委員会事務局

主査 山本 寿子

議事録署名

平成30年11月1日

会 長 丸 田 保 印

17番委員 福 田 延 之 印

18番委員 永 田 守 印